

2026年3月4日

世界平和統一家庭連合
清算人 弁護士 伊藤 尚

世界平和統一家庭連合に対する解散命令の効力発生のお知らせ

1. 宗教法人の解散命令に対する即時抗告の棄却決定(東京高等裁判所)

世界平和統一家庭連合(以下「本法人」といいます。)は、2025年3月25日に東京地方裁判所から解散命令を受け、この解散命令に対する即時抗告を東京高等裁判所に対して行っておりましたが、東京高等裁判所は、本日、即時抗告を棄却する決定をしました。

2. 解散命令の効力発生と清算人の選任決定

これにより、本日、本法人に対する解散命令の効力が生じることとなりました。

なお、仮に今後最高裁判所へ不服申立てがされたとしても、東京高等裁判所の決定はただちに効力を停止することなく、本日から、本法人の清算手続が始まります。

これを受け、東京地方裁判所は、本日、本法人の清算人として当職(弁護士伊藤尚/阿部・井窪・片山法律事務所)を選任し、当職がただちに本法人の清算人に就任しましたので、お知らせいたします。

(※ なお、同姓同名の弁護士が存在しますので、お間違えのないようご注意ください。)

3. 代表役員・責任役員らの退任・権限喪失

また、本法人の解散命令の効力が発生したので、これまでの本法人の代表役員、責任役員及び代務者は、宗教法人法の規定によりその全員が同時に退任し(宗教法人法第49条第7項)、本法人の役員としての権限を失いましたので、あわせてお知らせいたします。

4. 清算人の権限と職務

清算人の職務は、本法人の現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済(弁済の為に必要な資産の処分や資産に関する契約の解消を含みます。)、残余財産の引渡しその他の本法人の清算結了に向けた一切の行為です。清算が結了すると、本法人は法人格を失い、消滅します。

当職は、東京地方裁判所の許可を得て選任した清算人常置代理人ら及び清算人代理人ら(以下、清算人並びに清算人常置代理人ら及び清算人代理人らを「清算人団」と総称します。)とともに、同裁判所の監督の下にこれらの職務にあたります。

本法人が有しているすべての資産の管理・処分権限は、本日をもって、旧役員から清算人である当職に移行し、本法人の資産は当職が管理・処分することとなります。また、本法人の負債は、当職において調査して、弁済等の処理を行います。

本法人が所有又は管理するすべての資産は、清算人の管理下に入ります。何人も、清算人の許諾なく、本法人の所有又は管理する資産を搬出したり処分したりしてはなりません。

5. 本法人の清算手続について

本法人の清算手続に関する当面の方針について、以下のとおりお知らせします。

[本法人の資産の取扱い]

- ・ 清算手続の開始により、本法人に帰属する財産を管理・処分する権限は、清算人に帰属しました。
- ・ 資産の清算人団への引渡しの拒否、持出し、処分、その他清算人団による清算手続の遂行を妨害する行為をすると、妨害者は民事上又は刑事上の責任を負う可能性があります。

[本法人の債務の取扱い]

- ・ 清算人は、本日から2か月以内に、3回の官報公告を行い、本法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をいたします（宗教法人法第49条の3第1項）。また、清算人は、本法人に知っている債権者（本法人が認識している債権者）があるときは、その方に対して個別に清算人に対して債権の申出をするよう催告をいたします（同条第3項）。
- ・ 本法人に知っている債権者を除いて、債権者が債権申出期間内に債権の申出をしないときは、清算から除斥されることとなります（同条第2項）。債権者が債権の申出をする機会を確保するため、債権申出期間を1年間とすることを検討しています。始期については、2026年5月中旬頃を予定していますが、後ろにずれる場合もあります。追って、清算人ホームページ（URLは、末尾記載のとおりです。）などでお知らせいたします。
- ・ 債権申出期間経過後に申出をした債権者は、本法人の債務が完済された後、いまだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求が可能です（宗教法人法第49条の4）。
- ・ 債権申出の提出窓口、提出方法、用紙や様式、必要な添付書類などについては、追って検討のうえ、清算人ホームページなど適切な方法で広くお知らせする予定です。
- ・ 本法人の債務の弁済は、清算人が裁判所の監督を受けて行うこととなります。いつごろ、どのような手続で弁済することができるかについては、債権申出の提出状況など清算手続の進捗を踏まえて、検討のうえ、追って清算人ホームページなどでお知らせいたします。
- ・ 債権申出期間を1年間とすることを検討していること、申出された多数の債権について調査をするための期間を要すると見込まれることから、弁済までには相応の手続と時間を要することが想定され、具体的な弁済の時期は現時点では未定です。

[宗教上の行為の取扱い]

- ・ 裁判所による解散命令とこれに伴う清算手続は個人の信仰を制約するものではありませんが、本法人は清算手続に入っており、その活動は清算の目的の範囲内に限られますので、法人として宗教活動をすることはできません（宗教法人法第48条の2）。また、本法人の資産は清算人の管理下にあります。
- ・ もっとも、本法人の清算事務に支障のない範囲で、信者による本法人の施設等の利用を認めることも検討しています。但し、その場合であっても、清算手続への協力、遵守事

項・禁止事項、清算人が定める利用料の支払いなど、清算人の定める一定の条件を遵守することが前提となります。

[お問合せ窓口とお知らせ]

- ・ 清算手続に関する清算人へのお問合せ窓口は、以下のとおりです。
- ・ 清算人が所属する法律事務所にお問合せをいただいても、回答できません。すべてのお問合せ等は、以下のお問合せ窓口にいただくようお願いいたします。
- ・ 本法人の清算手続に関わるお知らせは、清算人ホームページに順次掲載する予定ですので、そちらもご参照ください。

関係各位のご理解とご協力、またご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

以上

《清算人ホームページの URL》

<https://ffwpu-seisan.jp>



《お問合せ窓口（清算人コールセンター）》

電話：0570-666542（ナビダイヤル）

受付時間：平日午前9時～午後5時